

国道 8 号東沼波電線共同溝 PFI 事業

業績等の監視及び改善要求措置要領

令和元年 10 月

国土交通省近畿地方整備局

第1章 基本的な考え方

1. 業績等の監視の基本的な考え方

近畿地方整備局は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、本事業の実施に関する各業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）について監視を行い、各業務の業績等が「要求水準書」（入札説明書 添付 2）及び事業計画書（「事業契約書（案）」（入札説明書 添付 1）別紙 2 の用語の定義に定める事業計画書をいう。）に定める要求水準（以下「要求水準」という。）を達成していること又は達成しない恐れのないことの確認を行うものとする。

2. 改善要求措置等の基本的な考え方

近畿地方整備局は、業績等を監視した結果、事業者の責めに帰す事由により、業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、改善勧告、支払の減額等の改善要求措置や契約解除等の措置（以下、改善勧告以降を総称して「改善要求措置等」という。）を講ずる。改善要求措置等は、その業務不履行によって生じる各機能の麻痺又は各機能に与える支障の大きさ、ならびに同一の業務不履行が繰り返される等の重要度に応じて行うものとする。

業務不履行に対する支払の減額は、「事業費の算定及び支払方法」（入札説明書 添付 6）に示す内訳に従い減額する。

3. 業績等の監視及び改善要求措置等の構成

業績等の監視及び改善要求措置等は、以下のように構成される。

- ・財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・施設整備に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・維持管理業務に関する業績等の監視及び改善要求措置等
- ・事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等

第2章 財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等

1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

近畿地方整備局は、事業者の事業体制及び事業収支等の財務状況に関して、事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況にあるかどうかを確認する。

(2) 確認方法

確認方法は書類によるものを基本とするが、必要に応じて事業者等に聞き取り調査を行う場合がある。

ア 書類による確認

事業者は、以下の提出書類を、それぞれの提出時期までに近畿地方整備局に提出して確認を受ける。

- ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の財務諸表関連の書類を予定。）：各支払に対応する業務履行期間終了後 20 日以内
- ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等：同上

-
- ・ SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む。）：各事業年度の最終日より 3 か月以内
 - ・ SPC が締結する契約書類の写し（近畿地方整備局と締結する事業契約を除く）：契約締結日の 14 日前まで、及び契約締結後
 - ・ SPC の株主総会及び取締役会議事要旨：各会実施日から 14 日以内
- ※SPC を設立しない場合は、独立した経理(プロジェクト会計)を行うこととし、キャッシュフロー計算書等の財務諸表関連等の書類及び、事業報告書を作成、提出すること

また、近畿地方整備局は、事業の実施に重大な悪影響を与える恐れがある場合など、必要に応じて、追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる。

イ 聞き取りによる確認

近畿地方整備局は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合は専門家等による聞き取り調査を実施することができるものとする。

2. 改善要求措置等

(1) 改善勧告等

ア 改善勧告

業績等の監視により、事業者の実施体制又は事業収支等の財務状況に関して事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況でない事実を確認した場合には、近畿地方整備局は事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

イ 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、近畿地方整備局からの改善勧告に基づき、直ちに事業体制及び事業収支等の財務状況を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、近畿地方整備局に提出する。

近畿地方整備局は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、事業体制又は事業収支等の財務状況が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、近畿地方整備局に報告する。近畿地方整備局は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記アの改善勧告の手続きに戻る。

(2) 契約解除

近畿地方整備局は、前記 2. (1) の手続きを繰り返しても事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合は、本契約の解除を行うことができる。

第3章 施設整備に関する業績等の監視及び改善要求措置等

1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

近畿地方整備局は、施設整備に関する業務について、本施設の要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを確認する。

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

ア 書類による確認

事業者は、下記の提出書類を、それぞれの提出時期までに近畿地方整備局に提出し、要求水準の達成状況について確認を受ける。提出書類は、近畿地方整備局の確認に必要な十分な時間の余裕をもって提出する。

表1 提出する書類及び時期（施設整備）

	提出書類	提出時期
①	設計図書	工事着工予定日の1ヶ月前まで
②	施工計画書（工事全体工程表を含む。工事監理者による確認を受けたもの）	工事着工予定日の30日前まで
③	工事監理業務報告書	工事着工後、引き渡しまで毎月、その他業務の進捗に応じた必要な時期
④	進捗状況報告書（工事企業の監理技術者又は主任技術者が作成し、工事監理企業による確認を受けたもの）	工事着工後、引き渡しまで毎月末
⑤	工事完成図書	本施設の引き渡し日

また、近畿地方整備局は必要に応じて施設整備に係る追加の書類の提出を求めることができる。

イ 実地における確認

(ア) 中間技術検査

近畿地方整備局は、整備工事期間中、品質等について設計図書に従っているかどうか又は要求水準を満たしているかの確認（以下「中間技術検査」という。）を行う。

なお、近畿地方整備局は、必要と認める場合は、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。その確認又は復旧に係る費用は、事業者の負担とする。

(イ) 立会、段階確認及び検査

工事の特に重要な工程その他近畿地方整備局が必要と認める場合は、近畿地方整備局は事業契約書等に基づき、工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査等を行う。

2. 改善要求措置等

(1) 改善勧告等

ア 改善勧告

業績等の監視により、業務不履行が確認された場合には、近畿地方整備局は事業者に対し直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

イ 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、近畿地方整備局からの改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、近畿地方整備局に提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを近畿地方整備局に報告する。

近畿地方整備局は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であることを確認する。なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合には改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、近畿地方整備局に報告する。

近畿地方整備局は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記アの改善勧告の手続きに戻る。

(2) 減額措置

近畿地方整備局は、事業者の業務不履行があった場合には、上記の改善勧告等の手続きと併行して、事業費の減額の措置をとる。詳細は第7章を参照のこと。

(3) 契約解除

近畿地方整備局は、前記2.(1)から(2)の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合は、本契約の解除を行うことができる。

第4章 維持管理業務に関する業績等の監視及び改善要求措置等

1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

近畿地方整備局は、対象施設の維持管理業務について、業務の業績等が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

ア 書類による確認

事業者は、下記の提出書類を、それぞれの提出時期までに近畿地方整備局に提出して確認を受ける。

表 2 提出する書類及び時期（維持管理）

	提出書類		提出時期
①	業務計画書	業務計画書	業務開始予定日の前日まで
		年間業務計画書	当該事業年度が開始する日の1ヶ月前まで
②	業務報告書	管理台帳	業務開始後速やかに
		点検・補修記録	実施後速やかに
		事務手続き記録	実施後速やかに
		関係機関協議結果	実施後速やかに
		年報	各事業年度内
③	その他近畿地方整備局が必要と認める書類		随時

イ 随時モニタリング

近畿地方整備局は、職員等からの苦情があった場合その他近畿地方整備局が必要と認める場合は、随時に、業績等について、事業者から必要な報告を求める。

ウ 実地における確認

近畿地方整備局が必要と認める場合は、近畿地方整備局は実地における確認を行う。事業者は、近畿地方整備局の実地における確認に必要な協力を行う。

2. 改善要求措置等

(1) 改善勧告等

ア 改善勧告

業績等の監視により業務不履行が確認された場合、近畿地方整備局は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

イ 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、近畿地方整備局に提出する。

ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを近畿地方整備局に報告する。

近畿地方整備局は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、近畿地方整備局は、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、第4章2.(2)アの再改善勧告等の手続きに移行する。

ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、近畿地方整備局に報告する。

近畿地方整備局は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、第4章2.(2)アの再改善勧告等の手続きに移行する。

(2) 再改善勧告等

ア 再改善勧告

近畿地方整備局は、前記第4章2.(1)の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合は、事業者に対して再改善勧告を行う。

イ 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、近畿地方整備局に提出する。当該改善・復旧計画書においては、業務不履行未改善の原因を明記しなければならない。

近畿地方整備局は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると認められる場合には、事業者との協議によって、業務不履行となった業務を受託又は請け負っている構成員若しくは協力企業を、他の構成員若しくは協力企業に変更することを求めることができる。

ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、近畿地方整備局に報告する。

近畿地方整備局は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記アの再改善勧告の手続きに戻る。

(3) 減額措置

近畿地方整備局は、事業者の業務不履行があった場合には、上記の改善勧告等の手続きと併行して、事業費の減額の措置をとる。詳細は第7章を参照のこと。

(4) 契約解除

近畿地方整備局は、前記2.(1)から(3)の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合は、本契約の解除を行うことができる。

第5章 事業終了時に係る業績等の監視及び改善要求措置等

1. 業績等の監視方法

(1) 監視項目及び判断基準

近畿地方整備局は、事業期間の終了時において、維持管理対象施設の性能が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

監視項目及び判断基準は原則として要求水準により、事業者の責めに帰する事由により要求水準を達成していないかどうかを判断する。

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

(2) 確認方法

近畿地方整備局は事前に通知を行い、事業終了時の約2年前から書類による確認と実地における確認を行う。

ア 書類による確認

事業者は、次表の提出書類を、それぞれの提出時期までに近畿地方整備局に提出して確認を受ける。

表3 提出する書類及び時期（事業終了時）

	提出書類	提出時期
①	工事完成図書	事業終了時の2年前、1年前、事業終了時
②	管理台帳	事業終了時の2年前、1年前、事業終了時
③	点検・補修記録	事業終了時の2年前、1年前、事業終了時
④	事務手続き記録	事業終了時の2年前、1年前、事業終了時
⑤	関係機関協議結果の記録	事業終了時の2年前、1年前、事業終了時
⑥	事業終了時までの点検・補修計画書	事業終了時の2年前、1年前
⑦	その他近畿地方整備局が必要と認める書類	随時

イ 実地における確認

上記アの書類の内容が事実であるかどうかを実地において確認する。事業者は、近畿地方整備局の実地における確認に必要な協力を行う。

2. 改善要求措置等

(1) 改善勧告等

ア 改善勧告

業績等の監視により要求水準を達成していないと判断した場合には、近畿地方整備局は事業者に対して直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

イ 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、近畿地方整備局に提出する。

近畿地方整備局は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、要求水準を達成していない状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提

出を求めることができる。

ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、近畿地方整備局に報告する。

近畿地方整備局は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記アの改善勧告の手続きに戻る。

(2) 契約の解除

前記2.(1)の手続きを繰り返しても、事業終了時まで改善が確認されない場合には、近畿地方整備局は、事業者の業務不履行と判断して、本件事業契約に定めるところに従い、事業期間終了前に本契約の解除を行うことができる。

第6章 業務不履行発生後の対処方法

1. 基本的な考え方

事業者は、業務不履行の発生が確認され、直ちに改善・復旧するよう近畿地方整備局から改善の通告を受けた場合には、直ちにかつ誠意をもって、改善・復旧計画書を近畿地方整備局に提出し、その承認を得て、業務不履行の状態の改善・復旧行為の実施にあたる。

その際には、先に示した所定の手続きに従い、計画的に実施する。

ただし、発生した事象の内容により、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを近畿地方整備局に報告する。

2. 対処方法

事業者は、業務不履行の状態の改善・復旧を行うよう近畿地方整備局から改善の通告を受けた場合には、直ちに改善・復旧計画書を作成し、近畿地方整備局に提出し、その承諾を得る。

(1) 記載内容

- ・業務不履行の内容
- ・業務不履行の場所
- ・業務不履行の原因
- ・改善・復旧の方法
- ・改善・復旧の期限
- ・改善・復旧の責任者

(2) 再提出

近畿地方整備局は、改善・復旧計画書の記載内容に不備がある場合、又は記載内容が妥当でないと判断した場合には、再提出を求めることがある。近畿地方整備局は改善・復旧計画書の再提出を求める場合には、再提出が必要と判断した理由を事業者に提示する。再提出の場合は、近畿地方整備局が提示した理由に対する対処方策を付記し、改めて改善・復旧計画を作成し、提出し、

その承諾を得る。

(3) 再勧告の場合の改善・復旧計画書

- ・業務不履行の内容
- ・業務不履行の場所
- ・業務不履行未改善の原因
- ・改善・復旧の方法
- ・改善・復旧の期限
- ・改善・復旧の責任者

第7章 業務不履行に伴う減額措置

1. 要求水準の未達成による減額等

要求水準が達成できず、修補が困難であることが明らかとなった場合、近畿地方整備局は、「事業費の算定及び支払い方法」（入札説明書 添付 6）に基づき提出されている当該時点の事業費内訳表等に基づき、当該部分に係る事業費の減額及び違約金の請求を行う。

(1) 施設整備に係る要求水準の未達成による減額等

施設整備に係る提案等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合は、当該時点の事業費内訳表等に基づき、当該部分に係る施設整備費相当額の減額及び事業契約書の定めるところによる違約金の請求を行うことができるものとする。

加えて施設整備費のうち「引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等）」からも、事象ごとに当該「引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等）」の1%相当額を減額する。

なお、当該内容に係る維持管理費相当額又はその他の費用相当額もあわせて減額等を行うことができるものとする。

(2) 維持管理に係る要求水準の未達成による減額等

維持管理に係る提案等が、維持管理業務の開始前に達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合又は維持管理業務の開始後に改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになりその修補を行うことが極めて困難である場合は、当該時点の事業費内訳表等に基づき、当該内容に係る維持管理費相当額の減額を行い、さらに事業契約書の定めるところによる違約金の請求を行うことができるものとする。ただし、維持管理業務の開始後の場合は、当該未達成による次の第7章2.に定める減額措置を免除することができるものとする。

2. 維持管理業務に係る減額等

(1) 減額算定

ア 改善勧告の手続きを行った場合

業務不履行を確認した日の属する期の支払予定の維持管理費（以下「当期維持管理費」という。）の10%相当額を減額する。

イ 再改善勧告の手続きを行った場合

前記アの減額に加えて、当期維持管理費の10%相当額を減額する。

ウ 維持管理費の支払留保

上記の減額に加えて、業務不履行の日から改善・復旧を確認した日までの間（以下「業務不履行期間」という。）、当該業務不履行部分に係る維持管理費相当額及び当該業務不履行部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分に係る維持管理費相当額を支払わない。

(2) 減額値と支払額算定の関係

当期の減額の合計値が当期当該業務維持管理費を超えた場合には、当期当該業務維持管理費以外の維持管理費から減額する。

加えて、業務不履行が継続している場合には、その他の費用からの減額及び施設整備費の支払の留保を行う。年度末には留保している施設整備費を支払うものとするが、留保期間は翌期の支払期間に持ち越す。

3. 減額以外の損害賠償

近畿地方整備局は、上記第7章1.又は第7章2.による減額とは別に、業務不履行に伴う損害賠償を事業者に請求することができる。